

対象

青森県内にお住まいの障がいのある方やそのご家族、発達や発育に不安を抱えるお子さまのご家族がご利用できます。

どんな相談ができるの？

◎生活に関する悩み

- ・将来の生活に関する不安
- ・日常生活で困っていること
- ・仲間や相談相手がほしい

◎福祉サービスのことを知りたい

◎療育に関する相談

◎就労などの相談

など

営業日・時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

休業日

土・日・祝・12月29日～1月3日

障がいのある方やそのご家族の不安や悩みなどの相談に専門の相談員が対応いたします。まずはお気軽にご相談ください



利用料金

相談される方に自己負担はありません

アクセスマップ



相談支援事業所 ルアナ

(指定特定相談支援・指定障害児相談支援)

TEL 0172-55-7818

FAX 0172-55-7819

〒036-8185 青森県弘前市御幸町3-24

E-mail:soudan.luana@gmail.com

QRコードからInstagramに
アクセスできます!!

@luana_miyukicho



当施設では児童発達支援・放課後等デイサービス・
保育所等訪問も実施しています。
お気軽にご相談ください。

「出来る」を増やし
「したい(主体)」を育む



ル ア ナ
LUANA

相談支援事業所 ルアナ
(指定特定相談支援・指定障害児相談支援)

計画支援相談の流れ

1 お問い合わせ



障がい福祉サービス、または障がい児通所サービスのご利用をお考えの方はお気軽にルアナまでご相談ください。ご連絡の際に支援の流れなどを簡単にご説明します。
また、ご質問のある方もお気軽にご連絡ください。



2 利用契約・アセスメント

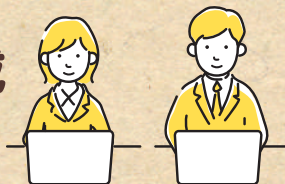


ルアナと契約後、福祉サービスを利用する前にお子様、またはご本人様の現在の状況、困りごと、希望などを伺います。面談は事業所だけでなくご自宅等への訪問も可能です。

準備するもの

- マイナンバー（お子様の場合はお子様と保護者様分）
- お子様の場合は母子手帳・印鑑

3 サービス等利用計画案の作成 その他の書類作成

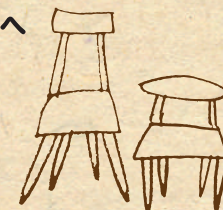


お子様、またはご本人様のお話を踏まえて「サービス等利用計画案」を作成します。作成した計画案はお子様（保護者様）、またはご本人様と一緒に確認しサインをいただきます。

4 市役所へ申請



お子様、またはご本人様の申請書と「サービス等利用計画案」等を市役所へ提出します。



5 障がい福祉サービス 等の支給決定

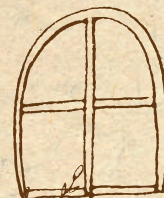


市役所から福祉サービス利用の支給決定がされ受給者証と決定通知書を受け取ります。

6 福祉サービスの利用開始 (別途、サービス事業者との契約が必要になります)



希望していた福祉サービスの利用を開始します。利用開始時にはサービス担当者会議を開催しお子様（保護者様）、またはご本人様、事業所担当者、関係機関等と今後の福祉サービスの利用方針や目標などの話し合いを行います。



7 モニタリング (利用状況確認・その他)



福祉サービス利用開始後も定期的にお話を伺い、利用状況の確認や変更など振り返りをしながら計画の内容を見直していきます。



※状況によっては順番が異なる場合があります。